

2025 年 2 月 14 日

各 位

株式会社 松 風

【注意喚起】CAD／CAM冠用材料のトレーサビリティシールについて

最近、インターネット上のオークションサイト等において、CAD／CAM冠用材料（以下「本件材料」といいます。）のトレーサビリティシール（以下「本件シール」といいます。）が出品・売買されるという不適切な事案が発生しています。

厚生労働省保険局「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」に記載のとおり、本件材料については、これを使用した場合には“製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）”が求められており、その取扱いに遺漏がないよう厚生労働省保険局より注意喚起がなされております。そして、本件シールは、当該「文書（シール等）」に該当するものです。

また、診療録（カルテ）は、診療経過の記録であると同時に、診療報酬請求の根拠になるため、診療事実に基づいて必要事項を適切に記載していなければ、健康保険法違反の不正請求の疑いを招く恐れがあります。

本件シールの本来の用途は上記の内容であり、製品に付属していない本件シールは使用できませんので、必ず商品毎に本件シールを適切に保存して管理いただくようお願いいたします。また、本件シールを出品・売買する行為については、不正請求を誘発する等の恐れがありますので、お控えいただくようお願いいたします。

何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

【トレーサビリティシール（例）】

